

## 新地方公会計モデルにおける資産評価実務手引（案）の論点

## 論点 1 売却可能資産の定義など

- ・ 売却可能資産の定義、行政改革推進法との関係、売却可能資産の抽出方法、売却可能資産の選定作業は案のとおりでよいか。

## 論点 2 売却可能資産の評価替

売却可能資産の評価替は、毎年度行うこととされているが、一方で路線価や固定資産税評価額の時点修正を行っていない場合や時点修正を行わない年度については、建物の減価償却額相当分のみを減ずる扱いが可能とされている。

以上を実務的に整理すると、土地については区画形質等に変化があった場合に評価替えを行うこととし、利用状況に変化がない場合は時点修正等に対応するとして差し支えないか。

## 論点 3 連結対象会計等の売却可能資産

- ・ 連結対象会計等の売却可能資産について再評価をどこまで求めるのか。  
なお、連結対象会計等の売却可能資産は、連結実務手引書で記載する。

## 論点 4 固定資産台帳

- ・ 固定資産台帳は、財務書類に計上する資産と連動している必要があるが、公会計導入に際して新たに作成する必要がある台帳の意味を明確にするため、「固定資産台帳（公会計管理台帳）」と明記してよいか。
- ・ 固定資産台帳整備の作業手順及び必要項目について、記載のとおりでよいか。

## 論点 5 土地（事業用資産）の評価方法

- ・ 固定資産税評価額を基礎とした評価を行うこととしているが、評価手法として、①個別評価、②平均単価による評価、③より実態を反映した評価方法の3つの手法の採用でよいか
- ・ ②の手法による場合、ア：固定資産税概要調書における地目単位、イ：町丁目単位、ウ：宅地及び宅地比準土地の場合の平均単価の手法の採用でよいか。
- ・ それぞれの手法の評価実例は案のとおりでよいか。特に路線単位の評価の実例は案のとおりでよいか。

#### 論点6 地目変換の考え方

- ・ 実務研究会報告書の地目変換表は、一例であり、各地方公共団体における土地の状況を踏まえて変換が必要であるとしてよいか。

#### 論点7 建物・工作物の評価

- ・ 「資本的支出と修繕費の区分」、「土地・建物等を一括購入した場合の取得価額」、「建物等本体と附属設備の区分償却」及び「中古建物等を取得した場合の耐用年数」については、法人税基本通達に準拠する取り扱いとしているが、公会計特有の考え方等を踏まえ、修正すべき点はあるか。

#### 論点8 所有者と管理者が異なる場合の資産計上

- ・ 所有資産のみを資産計上することによいか。
- ・ 都道府県が国道を管理している場合、造成費を含む底地については資産計上を行わないが、その他の附属物（街灯、ガードレール、標識等）については資産計上することによいか。（実務的に可能か。）

#### 論点9 用益物権、無体財産権の取扱い

- ・ 地方公共団体が無償で借り受けている場合、民有地を公園として市が管理している場合等があるが、地上権等は重要なもの、明らかに発生している場合に限るなど限定的に解してよいか。
- ・ 無体財産権については重要なもののみ計上することとし、例えば特許権は原則として出願費用を資産計上し、研究開発に要した経費は評価価額に含めないとするによいか。

以 上